

1 大阪市防災・減災条例

大阪市条例第 139 号

大阪市防災・減災条例

第 1 章 総則

(目的等)

第 1 条 この条例は、市民等の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災・減災に関し、基本理念を定め、本市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、災害予防・応急対策及び災害復旧・復興対策に関し必要な事項を定めることにより、総合的、計画的かつ効果的な防災・減災対策の推進を図り、もって災害に強いまちの実現に資することを目的とする。

2 防災・減災に関し、この条例に規定する事項について、法令又は他の条例に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 号に規定する災害をいう。
- (2) 防災・減災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び被害を最小限にとどめ、並びに災害の復旧を図ることをいう。
- (3) 市民等 市民及び本市の区域内（以下「市内」という。）に滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (4) 自主防災組織 法第 2 条の 2 第 2 号に規定する自主防災組織をいう。

(基本理念)

第 3 条 防災・減災は、自らのことは自らが守るという自助の考え方、地域において互いに助け合うという共助の考え方及び行政が市民等及び事業者の安全を確保するという公助の考え方に基づき、本市、市民及び事業者がそれぞれの責務と役割を果たし、相互に連携を図りながら協力することを基本理念として行われるものとする。

第 2 章 本市の責務

(本市の基本的責務)

第 4 条 本市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市民等の生命、身体及び財産を災害から保護するために必要な防災・減災対策を講ずるよう努めなければならない。

2 本市は、防災・減災対策の実施に当たっては、市民等、事業者、自主防災組織、

国、他の地方公共団体及び公共的団体との連携及び協力に努めなければならない。

3 本市は、防災・減災対策の実施に当たっては、女性、高齢者、障がい者等の多様な主体の参画を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 本市は、防災・減災対策の実施に当たっては、法第8条第2項第15号に規定する要配慮者（以下「要配慮者」という。）に対して必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（大阪市地域防災計画等の実施）

第5条 本市は、法第42条第1項の規定により作成された大阪市地域防災計画（以下「大阪市地域防災計画」という。）を総合的、計画的かつ効果的に実施するとともに、その実施状況を公表するよう努めなければならない。

2 区長は、大阪市地域防災計画に基づき、各区の特性に応じた区地域防災計画（当該区の区域に係る防災・減災に関する計画をいう。以下同じ。）を作成し、計画的かつ効果的にこれを実施するとともに、その実施状況を公表するよう努めなければならない。

3 本市は、大阪市地域防災計画及び区地域防災計画を実施するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

（業務継続計画）

第6条 本市は、災害が発生した場合における市民生活の安定を図るため、業務継続計画（災害が発生した場合において優先されるべき業務の継続及び通常業務の早期の再開を図るために必要な手段、体制等を定める計画をいう。以下同じ。）を作成するとともに、当該業務継続計画に係る訓練等を実施し、その実施状況を検証し、当該業務継続計画の見直しを行うよう努めなければならない。

（本市職員の責務）

第7条 本市職員は、基本理念にのっとり、防災・減災対策に関する知識及び技術の習得に努め、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、速やかに、防災・減災対策に関する必要な業務に従事し、市民等の生命、身体及び財産の保護に努めなければならない。

第3章 市民の責務

（市民の責務）

第8条 市民は、基本理念にのっとり、その所有し、又は管理する施設及び設備の災害に対する安全性の確保、防災・減災に関する知識の習得その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練等への参加、災害時における相互の協力体制の構築のための自主防災組織の結成その他の防災・減災の取組を行うよう努めなければならない。

2 自主防災組織は、基本理念にのっとり、地域の特性に応じて当該地域に係る防

災・減災に関する計画を作成するよう努めるとともに、防災訓練その他の自主防災活動の推進に努めなければならない。

- 3 市民及び自主防災組織は、本市の実施する防災・減災対策に積極的に協力するよう努めなければならない。

第4章 事業者の責務

(事業者の責務)

第9条 事業者は、基本理念にのっとり、その所有し、又は管理する施設及び設備の災害に対する安全性の確保、消火、救助等のための防災資機材の整備その他の災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練等への参加その他の防災・減災の取組を行うよう努めなければならない。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、防災・減災及び災害が発生した場合における事業の継続又は早期の再開に関する計画を作成するよう努めなければならない。
- 3 事業者は、本市の実施する防災・減災対策に積極的に協力するよう努めなければならない。

第5章 災害予防・応急対策

(発生が予想される災害の調査等)

第10条 本市は、市内において発生が予想される災害及び災害の防止に関する調査を行い、防災・減災対策に反映させるよう努めなければならない。

(他の地方公共団体及び事業者との協定の締結)

第11条 本市は、災害の拡大を防止するため、あらかじめ、他の地方公共団体と相互応援に関する協定を締結するよう努めなければならない。

- 2 本市は、災害が発生した場合において、食糧、衣料、医薬品その他の生活関連物資の確保、緊急輸送等の確保並びに施設及び設備の応急の復旧が迅速かつ的確に行われるよう、あらかじめ、関係事業者の協力の確保に関する協定を締結するよう努めなければならない。

(自主防災活動への支援)

第12条 本市は、市民、事業者及び自主防災組織の自主防災活動への支援を行うよう努めなければならない。

(ボランティア活動への支援)

第13条 本市は、ボランティア活動を行う団体との連携を図るとともに、災害が発生した場合において、当該団体の活動が円滑に行われるよう、環境の整備に努めなければならない。

(防災・減災に関する知識の普及等)

第14条 本市は、市民及び事業者が防災・減災についての理解と関心を深めることができるよう、防災・減災に関する知識の普及及び啓発に努めなければならない。

2 本市は、市民及び事業者に対して、学校教育及び社会教育における防災・減災に関する教育の実施に努めなければならない。

（防災訓練等の実施）

第 15 条 市長等（市長その他の本市の執行機関をいう。以下同じ。）は、本市職員の防災・減災対策に関する能力の向上を図るため、本市職員に対する防災訓練、防災研修等を行うよう努めなければならない。

2 自主防災組織は、毎年 1 回以上、防災訓練を行うよう努めなければならない。

3 市民は、市長等又は自主防災組織が行う防災訓練に参加するよう努めなければならない。

4 事業者は、市長等又は自主防災組織が行う防災訓練に参加するよう努めるとともに、防災訓練を行うよう努めなければならない。

（建築物等の耐震性等の確保）

第 16 条 本市は、その所有し、又は管理する建築物、堤防、橋梁、上下水道その他の施設の地震に対する安全性を確保するため、当該施設について耐震診断（地震に対する安全性を評価することをいう。以下同じ。）を行うよう努めるとともに、必要に応じて耐震改修（地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることをいう。以下同じ。）等を行うよう努めなければならない。

2 本市は、建築物の地震に対する安全性を確保するため、市民及び事業者が行う建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するための措置を講ずるよう努めなければならない。

3 本市は、地震により火災が発生した場合における当該火災による被害の拡大を防止するため、建築物の不燃化その他の市街地の防災構造の改善に努めなければならない。

4 市内の建築物を所有し、又は管理する市民、事業者等は、当該建築物、道路に沿って設けられている当該建築物の門、塀その他これらに類する工作物及び当該建築物内部におけるエレベーターその他の設備の地震に対する安全性を確保するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5 市民、事業者等は、地震による家具等の転倒を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（広告塔等の落下等の防止）

第 17 条 市内の広告塔、広告板その他建築物の屋外に取り付けられている工作物（以下「広告塔等」という。）を所有し、又は管理する市民、事業者等は、地震、暴風等による当該広告塔等の落下及び倒壊を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（豪雨による浸水の防止）

第 18 条 本市は、その所有し、又は管理する施設について、豪雨による河川氾濫による浸水及び豪雨による内水氾濫による浸水（下水道施設の処理能力を超える雨量のため生じる浸水をいう。）（以下これらを「豪雨による浸水」という。）の被害を防止し、又は軽減するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 市内の施設を所有し、又は管理する市民、事業者等は、当該施設における豪雨による浸水の被害を防止し、又は軽減するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（避難に関する情報の提供等）

第 19 条 市長は、災害の発生に備え、市民等、事業者及び自主防災組織に対し、災害から身を守るために緊急に避難する場所として市長が指定する場所（以下「避難場所」という。）及び災害により自宅に留まる事ができない市民等が一時的に避難生活を行う場所として市長が指定する場所（以下「避難所」という。）の名称、位置その他避難するために必要な情報を提供するよう努めなければならない。

2 本市は、災害の発生に備え、迅速かつ的確に災害に関する情報、避難の指示等を市民等、事業者及び自主防災組織に提供し、又は伝達するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 市長は、法第 60 条第 1 項の規定に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める市民等及び事業者に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示することができる。

4 本市は、災害が発生したときは、市内における被害の状況を速やかに把握するため、自主防災組織に対し、地域における被害の状況に関する情報の提供その他必要な協力を求めることができる。

5 市民、事業者及び自主防災組織は、あらかじめ、避難場所、避難所、避難経路等の確認に努めるとともに、災害に関する情報の収集手段の確保に努めなければならない。

6 市民、事業者及び自主防災組織は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、自ら積極的に災害に関する情報の収集に努めるものとする。

（津波等による浸水からの避難対策）

第 20 条 市民及び自主防災組織は、避難場所のほか、地域の特性に応じ、施設を所有し、又は管理する事業者の協力を得て、あらかじめ、津波及び豪雨による河川氾濫による浸水から避難することができる場所の確保に努めなければならない。

- 2 津波等浸水想定区域（水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条第 1 項の規定により指定された浸水想定区域又は津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）第 8 条第 1 項の規定により設定された津波があった場合に想定される浸水の区域をいう。以下同じ。）及びその周辺に事業所その他の施設を所有し、又は管理する事業者は、法第 60 条第 1 項の規定による勧告又は指示に基づき従業員等の避難が円滑かつ迅速に行われるよう、あらかじめ安全が確保できる場所の確保に努めなければならない。
- 3 津波等浸水想定区域及びその周辺に事業所その他の施設を所有し、又は管理する事業者は、津波及び豪雨による河川氾濫による浸水が発生し、又は発生するおそれがあるときは、前項の場所に避難者を受け入れるよう努めるものとする。
- 4 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設をいう。以下同じ。）を所有し、又は管理する事業者は、避難訓練その他当該地下街等の利用者及び従業員の津波及び豪雨による浸水の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画（以下「避難確保計画」という。）を作成し、その計画に基づき必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（避難所の運営）

- 第 21 条 本市は、災害の発生に備え、避難所に防災資機材及び備蓄物資を配備し、その機能の充実に努めなければならない。
- 2 本市は、避難所の運営に関し、あらかじめ、避難所となる施設の管理者及び関係者、自主防災組織、事業者等との連携を図り、災害時の避難所の運営に係る協力体制を整備するよう努めなければならない。
 - 3 市民等は、災害が発生したときは、避難所の運営に協力するよう努めるものとする。

（要配慮者への支援）

- 第 22 条 本市は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の支援に関する計画を作成しなければならない。
- 2 本市は、自主防災組織における避難行動要支援者に対する避難支援の取組が地域の特性に応じ効果的に行われるよう、自主防災組織に対し、必要な支援を行うよう努めなければならない。
 - 3 本市は、福祉避難所（通常の避難所においては生活に支障を来す要配慮者のために、特別の配慮がなされた避難所をいう。）の指定を行うよう努めなければならない。
 - 4 自主防災組織は、災害が発生した場合において、避難行動要支援者の安否の確

認、救出及び救護を迅速に行うことができるよう、あらかじめ、避難行動要支援者との交流等による当該避難行動要支援者に関する情報の収集及び更新並びに避難行動要支援者の避難の支援に関する計画を作成し、その計画に基づき必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 5 避難行動要支援者は、近隣住民との交流を行うよう努めるとともに、自主防災組織が行う前項の措置に協力し、又は参加するよう努めなければならない。

（物資の確保）

第 23 条 市長等は、災害の発生に備え、飲料水の供給のために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、食糧、毛布その他の生活関連物資の確保に努めなければならない。

- 2 市民及び事業者は、災害の発生に備え、食品、飲料水その他の生活必需物資を備蓄するよう努めなければならない。

（緊急輸送の確保）

第 24 条 本市は、大阪府公安委員会が法第 76 条第 1 項の規定による通行の禁止又は制限（以下「通行禁止等」という。）を行ったときは、市民等、事業者及び自主防災組織に対し、通行禁止等に係る道路の区間（同項に規定する道路の区間をいう。）その他必要な事項を周知し、緊急輸送の確保に努めるものとする。

- 2 市民等、事業者及び自主防災組織は、災害が発生したときは、避難するためやむを得ない場合を除き車両を使用しないようにし、緊急輸送の確保に協力するよう努めるものとする。

（帰宅困難者対策）

第 25 条 本市は、災害が発生した場合において公共交通機関の運行の停止等により徒歩で容易に帰宅することができない者（以下「帰宅困難者」という。）が生じることによる混乱、事故の発生等を防止するため、あらかじめ、帰宅困難者対策を推進するための団体の結成及び当該団体の活動に対し、必要な支援を行うよう努めなければならない。

- 2 本市は、帰宅困難者が一斉に帰宅することを抑制するために、帰宅困難者に対する情報提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。
- 3 帰宅困難者となるおそれがある者は、災害の発生に備え、あらかじめ、家族との連絡手段の確保、徒歩による帰宅経路の確認その他の必要な準備を行うよう努めなければならない。
- 4 帰宅困難者は、むやみに移動しないよう努めるとともに、本市及び事業者が行う帰宅困難者対策に協力するよう努めるものとする。
- 5 事業者は、災害が発生したときは、従業員等が一斉に帰宅することを抑制するため、その所有し、又は管理する事業所その他の施設の安全性及び周辺の状況を確認し、従業員等に対する当該施設内での待機の指示その他の必要な措置を講ず

るよう努めるものとする。

6 事業者は、災害が発生したときは、その所有し、又は管理する事業所その他の施設の周辺において、多数の帰宅困難者が生じることによる混乱、事故の発生等を防止するため、本市及び他の事業者等との連携及び協力に努めるものとする。

7 鉄道事業者その他の公共交通事業者は、その管理する施設内において多数の帰宅困難者が生じたときは、その管理する施設の安全性及び周辺の状況を確認し、当該施設内での待機に係る案内その他公共交通機関の利用者の保護のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第6章 災害復旧・復興対策

（災害復旧・復興対策）

第26条 市長等、道路管理者（道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項に規定する道路管理者をいう。）及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む事業者は、大阪市地域防災計画に定めるところにより、相互に連携して災害復旧を実施しなければならない。

2 事業者は、災害により甚大な被害を受けたときは、その所有し、又は管理する施設及び設備の早期の復旧並びに事業の早期の再開に努めるものとする。

3 本市、市民及び事業者は、災害により甚大な被害を受けたときは、相互に協力し、災害からの速やかな復興に努めなければならない。

第7章 雑則

（補償）

第27条 本市は、第11条第2項の協定に係る業務に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となったときは、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令の規定による補償が行われるときを除き、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対し、消防協力者等損害補償条例（昭和41年大阪市条例第31号）に定める消防協力者等に対する損害補償の例により、補償を行うことができる。

（功労者表彰）

第28条 市長は、防災・減災に従事したもので、防災・減災に関し著しい功労があったものを表彰することができる。

（施行の細目）

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、平成27年2月1日から施行する。

2 災害時避難所・一時避難場所一覧

名 称	避難可能 人数(人)	受入可能人数(人)		所 在 地
		A ※1)	B ※2)	
育和小学校	2,000	1,520	1,269	杭全 4-10-12
桑津小学校	2,600	1,610	1,348	桑津 5-13-13
北田辺小学校	2,000	1,190	761	北田辺 3-11-14
今川小学校	2,000	1,390	1,242	今川 4-24-4
田辺小学校	1,000	1,290	1,138	田辺 2-3-34
南田辺小学校	1,500	1,480	1,224	南田辺 4-3-4
東田辺小学校	2,500	1,240	1,108	東田辺 2-14-6
南百済小学校	3,000	1,100	988	湯里 1-15-40
湯里小学校	1,000	970	862	湯里 6-8-3
鷹合小学校	1,500	1,200	1,023	鷹合 3-12-38
矢田北小学校	4,000	1,670	1,639	照ヶ丘矢田 2-1-55
矢田東小学校	2,600	1,690	1,535	住道矢田 2-7-43
やたなか小中一貫校	6,400	3,230	3,088	矢田 3-4-27
矢田西小学校	4,000	1,890	1,708	公園南矢田 2-15-43
田辺中学校	1,500	1,260	1,136	南田辺 4-7-24
東住吉中学校	1,500	1,260	1,130	桑津 5-17-25
白鷺中学校	3,000	1,520	1,334	今川 1-2-21
中野中学校	2,000	1,650	1,513	中野 4-4-25
矢田中学校	6,500	1,820	1,608	住道矢田 9-7-55
矢田西中学校	3,300	1,420	1,258	公園南矢田 2-12-47
大阪芸術大学短期大学部	1,100	460	460	矢田 2-14-19
城南学園	1,500	700	700	照ヶ丘矢田 2-14-19
長居第2陸上競技場	24,000	350	350	長居公園 1-1
早川福祉会館	—	200	196	南田辺 1-9-28
東住吉支援学校	—	434	434	矢田 5-1-22
東住吉スポーツセンター	1,700			公園南矢田 4-30-3
長居陸上競技場	20,200	1,250	1,250	長居公園 1-1

名 称	避難可能 人数(人)	受入可能人数(人)		所 在 地
		A ※1)	B ※2)	
長居球技場	13,650	1,150	1,150	長居公園 1-1
山坂公園	3,900			山坂 2-19
育和公園	2,900			杭全 8-5
平野白鷺公園	25,900			今川 6-7
酒君塚公園	2,150			鷹合 2-5
駒川公園	3,550			駒川 2-3
鷹合公園	2,100			鷹合 4-5
桑津東公園	1,200			桑津 4-10
駒川北公園	1,250			駒川 1-20
桑津北公園	1,150			桑津 1-12
桑津公園	1,300			桑津 3-6
今川公園	4,450			今川 4-23
中野町公園	2,600			中野 1-8
南百済公園	1,050			中野 3-10
今林公園	5,500			今林 4-4
矢田公園	6,400			住道矢田 1-7
枯木町公園	2,300			公園南矢田 4-22
矢田東公園	650			住道矢田 2-11
矢田部公園	700			矢田 1-22
矢田西公園	700			公園南矢田 3-17
矢田河原田公園	650			住道矢田 6-8
枯木南公園	750			矢田 7-6
矢田住道公園	500			照ヶ丘矢田 3-11
うるし堤公園	5,300			今川 1-1
杭全西公園	1,050			杭全 4-3
田辺公園	750			駒川 3-10
北田辺公園	300			北田辺 1-8
わかば公園	550			今川 4-12

名 称	避難可能 人数(人)	受入可能人数(人)		所 在 地
		A ※1)	B ※2)	
照ヶ丘矢田公園	1,650			照ヶ丘矢田 1-16
つくし公園	2,450			今川 4-1
矢田中公園	900			矢田 3-5
北田辺中公園	550			北田辺 3-6
矢田中中央公園	550			矢田 4-10
矢田 6 公園	1,650			矢田 6-9
大和川東公園	8,000			矢田 5-7
東田辺公園	700			東田辺 1-16
公園南小公園	1,050			公園南矢田 2-2
北田辺 4 公園	450			北田辺 4-2
湯里の森公園	1,250			湯里 5-7
田辺中公園	800			田辺 6-9
西浦池グラウンド	1,500			住道矢田 3-9
東田辺さくら公園	1,250			東田辺 1-11
東田辺中央公園	1,250			東田辺 3-4
針中野わくわく公園	850			針中野 1-16
今五児童遊園地	810			西今川 3-16
針中野東公園	700			針中野 4-12
住道南公園	868			住道矢田 9-1
矢田教育の森公園(休止中)	8,700			矢田 5-2
合 計	222,878	34,944	31,452	

(令和5年3月31日現在)

※1) A 下記、有効率から有効面積を算出し、有効面積 1.6 ㎡につき 1 人として受入可能人数を算出したものです。

- ・普通教室 1 教室 63 ㎡ 有効率 70%
- ・廊下 1 教室につき 20 ㎡ 有効率 50%
- ・屋内運動場 有効率 80%

※2) B Aから、居住不可能スペース(廊下・屋内運動場等)を除いて受入可能人数を算出したものです。

3 水害時避難ビル一覧

名 称	避難可能 人数(人)	所 在 地	備考
育和小学校	979	杭全 4-10-12	
桑津小学校	879	桑津 5-13-13	
北田辺小学校	663	北田辺 3-11-14	
今川小学校	836	今川 4-24-4	
田辺小学校	692	田辺 2-3-34	
南田辺小学校	837	南田辺 4-3-4	
東田辺小学校	585	東田辺 2-14-6	
南百済小学校	571	湯里 1-15-40	
湯里小学校	1,030	湯里 6-8-3	
鷹合小学校	596	鷹合 3-12-38	
矢田北小学校	1,764	照ヶ丘矢田 2-1-55	
矢田東小学校	856	住道矢田 2-7-43	
やたなか小中一貫校	2,999	矢田 3-4-27	
矢田西小学校	1,030	公園南矢田 2-15-43	
田辺中学校	954	南田辺 4-7-24	
東住吉中学校	1,135	桑津 5-17-25	
白鷺中学校	892	今川 1-2-21	
中野中学校	1,039	中野 4-4-25	
矢田中学校	1,397	住道矢田 9-7-55	
矢田西中学校	1,069	公園南矢田 2-12-47	
東住吉支援学校	2,900	矢田 5-1-22	
市営公園南矢田住宅 2 号館	55	公園南矢田 4-6	
市営長居東住宅 1 号館	402	矢田 1-15	
市営長居東住宅 2 号館	363	矢田 1-14	
市営長居東住宅 3 号館	374	矢田 1-13	
市営矢田中住宅 1 号館	234	矢田 6-11	
市営矢田中住宅 2 号館	141	矢田 6-11-2	

名 称	避難可能 人数(人)	所 在 地	備考
市営矢田中住宅3号館	111	矢田 6-10-3	
市営矢田部住宅1号館	505	公園南矢田 1-18-20	
市営矢田部住宅2号館	432	公園南矢田 1-32-2	
市営矢田部住宅3号館	344	公園南矢田 1-31-3	
市営矢田部住宅4号館	330	公園南矢田 1-30-4	
市営矢田部住宅15号館	245	公園南矢田 1-12-15	
市営矢田部住宅16号館	246	公園南矢田 1-12-16	
市営矢田部住宅17号館	322	公園南矢田 1-23-17	
特別養護老人ホーム ゆめあまみ	230	矢田 7-6-10	
在宅介護ステーション せいりょう	80	公園南矢田 4-10-6	
障がい者支援施設 ヴァンサンクの郷	140	公園南矢田 3-13-22	
特別養護老人ホーム くつろぎ	400	公園南矢田 1-4-17	
サービス付き高齢者向け住宅介護付き有料老人ホーム北田辺輝きの郷	108	北田辺 1-9-9	
市営矢田中住宅4号館	163	矢田 6-12-4	
市営住道矢田住宅1号館	703	住道矢田 3-1-1	
合 計	29,631		

4 防災行政無線同報系スピーカー設置場所一覧

設置場所	所在地	備考
育和小学校	杭全 4-10-12	
桑津小学校	桑津 5-13-13	
北田辺小学校	北田辺 3-11-14	
今川小学校	今川 4-24-4	
田辺小学校	田辺 2-3-34	
今川学園	今川 3-5-8	
南田辺小学校	南田辺 4-3-4	
桑津公園	桑津 3-6	
南百済小学校	湯里 1-15-40	
湯里小学校	湯里 6-8-3	
鷹合小学校	鷹合 3-12-38	
駒川公園	駒川 2-3	
矢田東小学校	住道矢田 2-7-43	
矢田西小学校	公園南矢田 2-15-43	
東住吉支援学校	矢田 5-1-22	
山坂公園	山坂 2-19	
東田辺中央公園	東田辺 3-4	
長居公園南東	長居公園 1	植物園事務所 東側
長居公園相撲場	長居公園 1	長居公園 相撲場 東側
矢田河原田公園	住道矢田 6-8	
JR 百済貨物駅北西	今林 3	JR 百済貨物駅構内 北西角
東住吉区役所	東田辺 1-13-4	
枯木南公園	矢田 7-6	
矢田部公園	矢田 1-22	
中野町公園	中野 1-8	
今林公園	今林 4-4	

(令和5年3月31日現在)

学校等 13 箇所、避難場所 11 箇所、区役所 1 箇所、駅 1 箇所 合計 26 箇所

5 東住吉区防災マップ

東住吉区
防災マップ

いざというときのため、
避難所・避難ルートを確認しておきましょう。



一時避難場所 ※西区内		避難所の機能を果たすために 同時に避難する公設など	
災害時避難所第①～④		一時避難場所です	
名称	所在地	名称	所在地
山成公園	山成2-19	田辺公園	新井10-10
育和公園	秋保8-5	北田辺公園	北田辺1-8
平沼公園	秋保6-7	つばき公園	秋保14-12
青木公園	秋保5-5	阿比公園	阿比1-16
朝川公園	秋保10-3	つばき公園	秋保14-12
盛倉公園	盛倉4-5	矢野中公園	矢野3-6
藤津東公園	藤津東1-1	北田辺中央公園	北田辺3-6
別川北公園	別川10-10	矢野中央公園	矢野10-10
藤津北公園	藤津北1-12	矢野教育の森公園	工業中
藤津公園	藤津4-6	大谷公園	矢野6-9
今川公園	秋保14-23	北田東公園	矢野5-7
中野野公園	中野1-8	東田辺公園	田辺公園1-16
南石河公園	中野3-10	南田辺小公園	公園南東12-6
今林公園	秋保4-4	北田辺公園	北田辺2-4
矢野公園	住友東1-7	田辺の森公園	田辺5-7
北町公園	公園東24-22	田辺公園	田辺9-9
矢野公園	住友東11-11	西田南グラウンド	住友東13-9
矢野公園	矢野1-2	矢野公園	秋保11-11
矢野公園	公園東13-17	矢野公園	秋保13-4
矢野公園	住友東6-6	針ヶ野むさし公園	針ヶ野1-16
北町公園	矢野6-6	針ヶ野公園	針ヶ野13-16
矢野公園	園西13-11	針ヶ野東公園	針ヶ野12
うし原公園	秋保1-1	住友南公園	住友南10-1
秋吉公園	秋保1-1	東住吉グラウンド	東住吉4-30-3

広域避難場所	同時多発火災が発生し 人命に著しい被害を及ぼすと予測される場合の避難に適した大きな公園など
名称	長居公園
百済貨物ターミナル駅	

関係機関のお問合せ先

火災・救急・救助 119

警察への通報 110

東住吉区役所(防災担当)	06-4399-9909
東住吉区役所子田出張所	06-6692-1341
東住吉区保健福祉センター	06-4399-9882
東住吉警察署	06-6697-1234
東住吉消防署	06-6691-1219
水道(お客さまセンター)	06-6458-1312
下水道(建設管理センター)	06-6705-0342
道路(建設局平野工務所)	06-6705-0102
ごみ(環境局中部清掃事業センター)	06-6714-6411
関西電力	0800-777-3081
大阪ガス	0120-0-19424
NTT	113
東住吉区社会福祉協議会	06-6622-6611
大和川右岸水防事務所	06-6694-0271
大和川(河川)事務所	072-971-1381

水害時避難ビル 河川氾濫等の水害が発生した際に
(事発生区域) 直ちに身を収めるために事所へ避難可能な建物

災害時避難所 ①～② も水害時避難場所です

名称	所在地
市営公園南矢田住宅 2号館	公園南矢田4-6
市長居長東住宅 1～3号館	矢田1-15ほか
市営矢田中住宅 1～4号館	矢田11-ほか
市営矢田部住宅1～4-15～17号館	矢田11-ほか 18-20ほか
市営住道矢田住宅1号館	住道矢田3-1-1
特別養護老人ホーム ゆめあみ	矢田6-10
在宅介護ステーション せいのう	公園南矢田4-10-6
障がい者支援施設 ヲンサンクの郷	公園南矢田3-13-22
市営老人ホーム かつらぎ	公園南矢田4-17
サービス付き高齢者向け住宅 介護付き有料老人ホーム 北田辺緑さの郷	北田辺1-9-9



2023年(令和5年)3月

災害時避難所

名称 **東住吉区**

- 育和小学校
- 桑津小学校
- 北田辺小学校
- 田辺小学校
- 南田辺小学校
- 東田辺小学校
- 南百済小学校
- 渥里小学校
- 鹿合小学校
- 今川小学校
- 矢田北小学校
- 矢田東小学校
- 府立東来吉支援学校
- 矢田西小学校
- 田辺中学校
- 東来吉中学校
- 白鷺中学校
- 中野中学校
- 矢田中学校
- やなかつ小中一貫校
(矢田小学校・矢田南中学校)
- 矢田西中学校
- 大阪芸術大学短期大学部
- 城南学園
- 早川福祉会館
- ヤンマースタジアム長居
(長居陸上競技場)
- ヤンマーフィールド長居
(長居第2陸上競技場)
- ヨドコウ桜スタジアム
(長居球技場)

東住吉区近隣
災害時避難所

名称 住吉区

25 大阪府教育センター附属
高等学校

26 東我孫子中学校

30 刈田北小学校

31 長居小学校

32 大阪学芸高等学校

名称	阿倍野区
----	------

33 昭和中学校
34 明浄学院高等学校
35 文の里中学校
36 あべの翔学高等学校

名称 生野区

37 生野南小学校

38 巽南小学校

名称 平野区

39 新平野西小学校
40 平野中学校
41 府立東住吉高等学校
42 瓜破西小学校
43 瓜破西中学校

名称 松原市

44 天美小学校

45 天美西小学校

凡例

- | | | |
|---|--|---|
|  広域避難場所 |  災害時避難所
(一覧の番号を参照) |  可搬式ポンプ・
救助用資材 |
|  一時避難場所 |  近隣災害時避難所
(一覧の番号を参照) |  マンホールトイレ
仮設トイレ汚水受入施設 |
|  災害時避難所 |  水害時避難ビル
(一覧の番号を参照) |  公衆トイレ |
|  災害時避難所兼
一時避難場所 | | |

6 非常持ち出し品チェックリスト

●非常持ち出し品

チェックしよう!

「非常持ち出し品や備蓄品などの準備」(大阪府)より

基本品目31点

※大人2人分の目安

☐ 非常持ち出し袋	1個	☐ 救急袋	1枚	☐ サバイバルブランケット	2枚
☐ 缶入り乾パン(110g)	2個	☐ 毛抜き※	1本	☐ 簡易トイレ	2枚～
☐ 飲料水(500mlペットボトル)	6本	☐ 消毒液※	1本	☐ タオル	4枚～
☐ 懐中電灯	2個	☐ 脱脂綿※	適当量	☐ ポリ袋	10枚
☐ ライター	2個	☐ ガーゼ(滅菌)※	2枚	☐ トイレットペーパー	1ロール
☐ 携帯ラジオ	1台	☐ ばんそうこう※	10枚～	☐ ウェットティッシュ	2個
☐ 十徳ナイフ	1本	☐ 包帯※	2巻	☐ 現金(公衆電話用の小銭)	約50枚
☐ 軍手・手袋	2組	☐ 三角巾※	2枚	☐ ガムテープ(布製)	1個
☐ ロープ 5m～	1本	☐ マスク※	2枚	☐ 油性マジック(太)	1本
		☐ 常備薬・持病薬など※	適当量	☐ 筆記用具	1セット
		☐ レジャーシート	1枚	☐ 生理用品	

※は救急袋の中に入れておく。

個人や家庭の事情にあわせ備えを検討するもの

必需品・貴重品類

- ☐ 車や家の予備鍵
- ☐ 健康保険証(写)
- ☐ 予備メガネ・コンタクトレンズ等
- ☐ 運転免許証(写)
- ☐ パスポート・外国人登録証(写)
- ☐ 預金通帳(写)
- ☐ 支援プラン(巻末)

赤ちゃん用品

- ☐ 育児用ミルク
- ☐ スプーン
- ☐ 紙おむつ
- ☐ ベビーカー
- ☐ 哺乳瓶
- ☐ 洗浄綿
- ☐ 母子手帳
- ☐ おんぶひも
- ☐ おやつ
- ☐ バスタオル
- ☐ 玩具
- ☐ 毛布
- ☐ 離乳食
- ☐ ガーゼ
- ☐ 着替え

高齢者用品

- ☐ おむつ
- ☐ 予備メガネ
- ☐ 着替え
- ☐ 看護用品
- ☐ 持病薬

リュックサックなど両手が自由に動かせるものに入れておき、いつでもすぐに持ち出せる場所に置いておきましょう。

家族構成を考え必要最小限に絞り込み、一度背負ってみましょう。また、少なくとも年に一度は点検しましょう。

●家庭に備えておくもの

非常備蓄品

- 飲料
 - ☐ 飲料水(2Lペットボトル)
 - ☐ 非常用給水袋
- 衣類
 - ☐ 上着
 - ☐ 下着
 - ☐ 靴下
- 生活用品
 - ☐ タオル
 - ☐ バスタオル
 - ☐ 毛布
 - ☐ 雨具
 - ☐ 予備電池
 - ☐ 卓上コンロ
 - ☐ ガスボンベ
 - ☐ 固形燃料
 - ☐ 鍋
 - ☐ ラップ
 - ☐ アルミホイル
- 食料
 - ☐ アルファ米
 - ☐ 乾パン
 - ☐ パン缶
 - ☐ インスタントラーメン
 - ☐ 缶詰類
 - ☐ レトルト食品
 - ☐ スープ
 - ☐ 味噌汁
 - ☐ ビスケット
 - ☐ キャンディ
 - ☐ チョコレート
 - ☐ 塩
- その他
 - ☐ やかん
 - ☐ 皿(紙・ステンレスなど)
 - ☐ コップ(紙・ステンレスなど)
 - ☐ わりばし
 - ☐ スプーン
 - ☐ フォーク
 - ☐ 歯ブラシ
 - ☐ 石鹸
 - ☐ ドライシャンプー
 - ☐ 携帯電話の充電器
 - ☐ 新聞紙
 - ☐ 使い捨てカイロ
 - ☐ 安全ピン
 - ☐ ブルーシート
 - ☐ ガムテープ(布製)

女性は約10kgが目安。
男性は約15kgが目安。

※あくまで目安です。自分で持つて避難できる量にしましょう。

避難後に少し余裕がでてから安全を確認して自宅へ戻り持ち出したり、自宅で避難生活を送るうえで必要なもので、救援物資が届くまで1週間程度、自足するつもりで備えましょう。ふだんから食べなれた常温保存が可能な食品を、少し多めに買い置きし、非常時に役立てましょう。ローリングストック法で買い置きをすると、ふだんから食べなれた食品を「非常食」にすることができます。

7 緊急連絡カード

緊急連絡カード	
住 所	TEL
氏 名	(男・女)
生年月日	年 月 日 血液型: RH + -
保 護 者	氏名 連絡先 TEL
勤 務 先 (学校名)	TEL

避 難 所	一時避難場所	
	災害時避難所	
	広域避難場所	
家 族 が 離ればなれに なったとき	集まる場所	
	連 絡 先	TEL
持病・アレルギー等		
医療機関等連絡先		
健康保険証番号		

きんきゅうれんらくカード	
じゅうしょ	でんわ
な ま え	(おとこ・おんな)
たんじょうび	ねん がつ にち けつえきがた: RH + -
ほ ご し や	なまえ れんらくさき でんわ
かいしや がっこう	でんわ

ひなんする ば し よ	いちじひなんばしよ	
	さいがいじひなんばしよ	
	こういきひなんばしよ	
かぞくが はなればなれに なったとき	あつまるばしよ	
	れんらくばしよ	でんわ
じびょう・ あれるぎーなど		
かかりつけのびょういん		
けんこうほけんしょうばんごう		

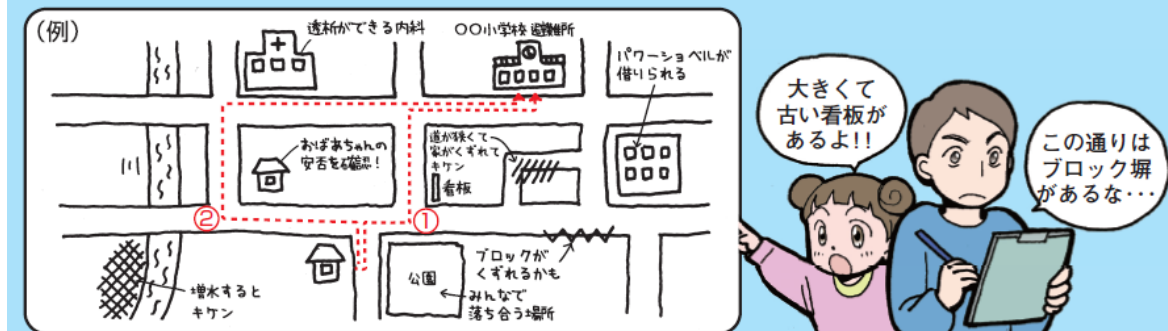
- 家族で集まる場所など、決めたことは緊急連絡カードに記入して、いつも携帯しましょう

8 わが家の防災マップ

わが家の防災マップをつくろう

家の付近を実際に歩いてみて、危険な場所や避難所・避難場所（小・中学校、公園など）と避難経路を確認します。避難経路は1つでなく、通行できない場合に備えて複数決めておきましょう。それらをイラストなどで簡単にあらわした「わが家の防災マップ」を作成しましょう。

※お近くの避難所がわからない場合は、大阪市のホームページで確認していただくか、区役所にお問い合わせください。



わが家の防災マップ

< 記載しておきたいこと >

- ・ 家族の集合場所
- ・ 避難所
- ・ 避難経路
- ・ 地震や台風のとき危険になりそうな場所
- など

耐震診断問診表



問診

1

建てたのはいつ頃ですか？

評点

項 目	評点
建てたのは1981年6月以降	1
建てたのは1981年5月以前	0
よく分からない	0

説明 1981年6月に建築基準法が改正され、耐震基準が強化されました。1995年阪神淡路大震災において、1981年以降建てられた建物の被害が少なかったことが報告されています。

以前

1981年5月

1981年6月

以降

問診

2

いままでに大きな災害に見舞われたことはありますか？

評点

項 目	評点
大きな災害に見舞われたことがない	1
床下浸水・床上浸水・火災・車の突入事故・大地震・崖上隣地の崩落などの災害に遭遇した	0
よく分からない	0

説明 ご自宅が長い風雪のなかで、床下浸水・床上浸水・火災・車の突入事故・大地震・崖上隣地の崩落などの災害に遭遇し、わずかな修復だけで耐えてきたとしたならば、外見では分からないダメージを蓄積している可能性があります。この場合専門家による詳しい調査が必要です。



問診

3

増築について

評点

項 目	評点
増築していない。または、建築確認など必要な手続きをして増築を行った。	1
必要な手続きを省略して増築し、または増築を2回以上繰り返している。増築時、壁や柱を一部撤去するなどした	0
よく分からない	0

説明 一般的に新築してから15年以上経過すれば増築を行う事例が多いのが事実ですが、その増築時、既存部の適切な補修・改修、増築部との接合をきちんと行っているかどうかポイントです。



問診

4

傷み具合や補修・改修について

評点

項 目	評点
傷んだところは無い。または、傷んだところはその都度補修している。健全であると思う	1
老朽化している。腐ったり白蟻の被害など不都合が発生している	0
よく分からない	0

説明 お住いになっている経験から、建物全体を見渡して判断して下さい。屋根の棟・軒先が波打っている、柱や床が傾いている、建具の建付けが悪くなったら老朽化と判断します。また、土台をドライバー等の器具で突いてみて「ガサガサ」となっていれば腐ったり白蟻の被害にあっています。とくに建物の北側と風呂場廻りは念入りに調べましょう。白蟻は、梅雨時に羽蟻が集団で飛び立ったかどうか判断材料になります。



問診

5

評点

建物の平面はどのような形ですか？（1階の平面形状に着目します）

項目	評点
どちらかというと長方形に近い平面	1
どちらかというとLの字・Tの字など複雑な平面	0
よく分からない	0

説明

整形な建物は欠点が少ない、地震に対して建物が強い形であることはよく知られています。反対に不整形な建物は地震に比較的弱い形です。そこでまず、ご自宅の1階平面形がだまかに見て、長方形もしくは長方形と見なせるか、L字型・コの字型等複雑な平面になっているのかを選びとって下さい。現実の建物は凸凹が多く判断に迷うところですが、ア) 約91cm(3尺)以下の凸凹は無視しましょう。
イ) 出窓・突出したバルコニー・柱付物干しバルコニーなどは無視します。



長方形に近い平面



複雑な平面

問診

6

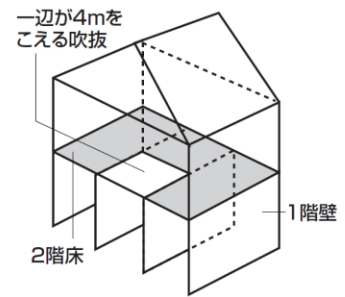
評点

大きな吹き抜けがありますか？（1辺の長さが4.0m以上かどうかに着目します）

項目	評点
一辺が4m以上の大きな吹き抜けはない	1
一辺が4m以上の大きな吹き抜けがある	0
よく分からない	0

説明

外見は形の整っている建物でも大きな吹き抜けがあると、地震時に建物をゆがめる恐れがあります。ここでいう大きな吹き抜けとは一辺が4m(2間)をこえる吹き抜けをいいます。これより小さな吹き抜けはないものと扱います。



問診

7

評点

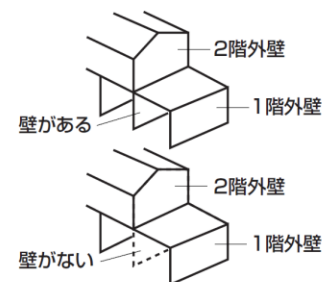
1階と2階の壁面が一致しますか？

（ご自宅が枠組壁工法の木造（ツーバイフォー工法）なら、この評点1とします。）

項目	評点
2階外壁の直下に1階の内壁または外壁があるまたは、平屋建である	1
2階外壁の直下に1階の内壁または外壁がない	0
よく分からない	0

説明

2階の壁面と1階の壁面が一致していれば、2階の地震力はスムーズに1階壁に流れます。2階壁面の直下に1階壁面がなければ、床を介して2階の地震力が1階壁に流れることとなり、床面に大きな負荷がかかります。大地震時には床から壊れる恐れがあります。枠組壁工法の木造（ツーバイフォー工法）は床の耐力が大きいので、2階壁面の直下に1階壁面がなくても、評点1とします。



問診

8

評点

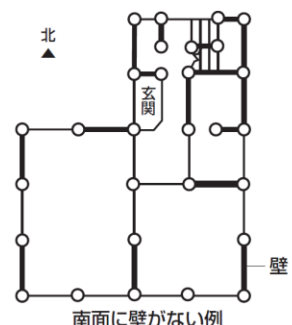
壁の配置はバランスがとれていますか？

（1階部分の外壁に着目します）

項目	評点
1階外壁の東西南北どの面にも壁がある	1
1階外壁の東西南北各面の内、壁が全くない面がある	0
よく分からない	0

説明

壁の配置が片寄っていると、同じ木造住宅の中でも壁の多い部分は揺れが小さく、壁の少ない部分は揺れが大きくなります。そして揺れの大きい部分から先に壊れていきます。ここでいう壁とは約91cm(3尺)以上の幅を持つ壁です。せまい幅の壁はここでは壁とみなしません。



補強の方法については裏面を見てね！



問診

9

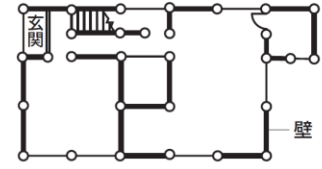
評点

屋根葺材と壁の多さは？

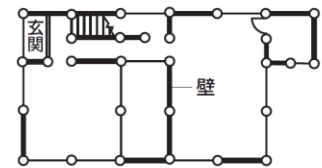
項目	評点
瓦など比較的重い屋根葺材であるが、1階に壁が多い。 または、スレート・鉄板葺・銅板葺など比較的軽い屋根葺材である	1
和瓦・洋瓦など比較的重い屋根葺材で、1階に壁が少ない	0
よく分からない	0

説明

瓦は優れた屋根葺材のひとつです。しかし、やや重いため採用する建物ではそれに応じた耐力が必要です。耐力の大きさは概ね壁の多さに比例しますので、ご自宅は壁が多い方かどうか判断して下さい。



1階に壁が多い例



1階に壁が少ない例
(縦方向の壁が少ない)

問診

10

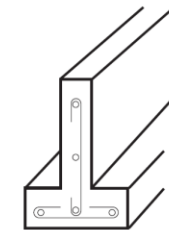
評点

どのような基礎ですか？

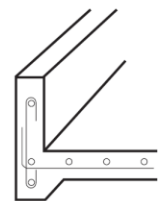
項目	評点
鉄筋コンクリートの布(ぬの)基礎またはベタ基礎・杭基礎	1
その他の基礎	0
よく分からない	0

説明

鉄筋コンクリートによる布基礎・ベタ基礎・杭基礎のような堅固な基礎は、その他の基礎と比べて同じ地盤に建っていても、また同じ地震に遭遇しても丈夫です。改めてご自宅の基礎の種別を見直して下さい。



鉄筋コンクリート
布基礎の代表例



鉄筋コンクリート
ベタ基礎の代表例

判定

問診1～10の評点を合計します

ご苦労さまでした



評点合計

合計は何点になりましたか？



評点の合計

10点
8～9点
7点以下



判定・今後の対策

ひとまず安心ですが、念のため専門家に診てもらいましょう
専門家に診てもらいましょう
心配ですので、早めに専門家に診てもらいましょう

※ご注意

この診断では地盤については考慮していませんので、ご自宅が立地している地盤の影響については専門家にたずねてください。

10 避難所生活の心得

災害時避難所では、大勢の人と共同生活を送ることになります。プライバシーの確保が難しいなど、不自由なことがたくさんありますが、互いに協力しあい、譲り合うことが大切です。

周りの方への心配りをしましょう

みんな、つらい思いをしています。お互いを思いやり、困っている人がいたら助けるなど、協力しましょう。



水が出ない

断水が生じた場合は、飲料水が災害時避難所で配られます。また、応急給水の拠点も開設されます。水を運ぶためのポリタンクやバケツを準備しておきましょう。運ぶことが困難な人もいますので協力しましょう。



食べ物は

災害用のアルファ米や乾パン、流通事業者からの弁当・パンなどが災害時避難所で配られます。避難所で生活していない場合も食料が必要な場合は、取りに行きましょう。取りに行くのが困難な人たちがいますので助け合いましょう。

生活関連物資

毛布などの生活必需品は、住家に被害を受けて日常生活が困難になった人に災害時避難所で支給されます。避難所で生活していない場合も必要に応じて取りに行きましょう。

生活のルールや役割分担を決めましょう

地域防災リーダーや自主防災組織のメンバーなどの皆さんが中心となって避難所運営委員会を開き、生活のルールや役割分担を決めましょう。



ペットも家族

ペットも大事な家族の一員です。「非常持出品」の中にペット用品も用意しておき、ルールに従い周りの人に迷惑をかけないように心がけましょう。



病気やケガをしたときは

避難所などに、救護所が設置されます。病気やケガをしたときは、救護所を利用しましょう。

<救護所の役割>

傷病に対する応急手当
近隣の医療施設との連携など

食中毒や感染症を防ぐ

災害後は衛生環境が悪化し、食中毒や感染症が発生しやすい状況になります。配られた食料はできるだけ早く食べましょう。食事をするときや調理をするときは手洗いを十分に行いましょう。また、断水の場合は、消毒液などを利用して手をきれいにしましょう。

生活のルールや役割を守りましょう

避難所運営委員会で決めたルールや役割をみんなで守り、“自分たちのことは自分たちで”を基本に協力して生活しましょう。



こころのケアが大切

災害の被害や避難所生活などで誰もがこころにダメージを受けストレスを抱えます。規則正しい睡眠や食事などを心がけ、日常生活を取り戻すことが心の傷を和らげます。不安な場合は救護所などで早めに相談しましょう。



多様なニーズへの配慮を

高齢者、障がい者、男女のニーズの違いなど多様な視点に配慮しましょう。また、女性専用の物干し場や更衣室、授乳室の設置など、女性や子育て家庭のニーズへの配慮が必要です。

11 災害時協力事業所・店舗制度

災害時地域協力貢献事業所・店舗等登録制度とは…

災害発生時に事業所・店舗等が持つ資源を活用し、地域のために貢献いただく災害ボランティア登録制度です。



東住吉区災害時地域協力貢献事業所・店舗等登録制度要綱

（目的）

第1条 地震・風水害等の大規模災害時において、地域住民及び行政機関等に協力し、地域貢献を行う意思を有する東住吉区内に所在する事業所・店舗等を事前に登録することにより、地域における災害応急対策や復興等の活動の円滑な実施に資することを目的とする。

（協力内容及び期間）

第2条 登録事業所・店舗等（以下「事業所等」という。）は、災害時において自らの事業所等の安全が確保できた後、所在する地域等において次の協力をを行う。

- (1) 労務、技術の提供
- (2) 食料品、飲料水、日用品等物資の提供
- (3) 駐車場、倉庫、客室、オープンスペース等の施設の開放
- (4) 資機材等の提供
- (5) その他災害対策に必要な協力、支援

2 前項の協力期間は、災害発生後の一時的な期間とし、事業所等の本来業務に支障をきたさない期間とする。

3 事業所等は第1項の協力が円滑に実施できるよう、平常時から事業所等の所在する地域の自主防災組織等（以下「自主防災組織」という。）との連携に努めるものとする。

（登録手続き）

第3条 登録しようとする事業所等は、東住吉区災害時地域協力貢献事業所・店舗等登録制度登録申請書（様式第1号）を東住吉区長（以下「区長」という。）に提出するものとする。

2 区長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは事業所等として登録するとともに、当該事業所等に登録証を交付するものとする。

（登録内容の変更）

第4条 事業所等は登録内容に変更が生じた場合又は登録を取消したい場合は、東住吉区災害時地域協力貢献事業所・店舗等登録制度登録内容変更・取消届（様式第2号）により区長に届けるものとする。

（登録の削除）

第5条 区長は、事業所等が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録から削除することができる。

- (1) 事業所等から取消しの届け出があったとき
- (2) 東住吉区内に事業所等が存在しなくなったとき
- (3) その他区長が事業所等として協力することができないと認めるとき

2 登録から削除された事業所等は、すみやかに登録証を区長に返還するものとする。

（登録期間）

第6条 事業所等の登録期間は、登録した日から前条の規定により削除されるまでとする。

（登録情報の取扱い）

第7条 登録された情報は、東住吉区役所及び東住吉消防署、自主防災組織で共有し、目的の範囲で活用するものとする。

（登録事業所等の公表）

第8条 区長は、事業所等の名称、所在地、協力内容を区ホームページ等で公表するものとする。ただし、公表を希望しない事業所等については、この限りではない。

（災害時協力体制）

第9条 事業所等は、災害により被害が発生し、又は被害拡大のおそれがある場合には、自らの判断により地域住民や自主防災組織と連携し、協力活動を実施するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、区長及び自主防災組織は、事業所等の協力が必要な場合に事業所等に対し協力を要請することができるものとし、事業所等は、事業所等の安全が確保され、本来業務に支障がない場合に協力するものとする。

（費用負担）

第10条 事業所等の協力活動にかかる一切の経費については、事業所等の負担とする。事業所等が提供する資機材等の物件の破損等についても同様とする。

（秘密の保持）

第11条 事業所等は、協力を通じて知り得た個人等の秘密を漏らしてはならない。登録から削除された後も同様とする。

（その他）

第 12 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 24 月 11 月 29 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 1 月 4 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

12 関連資料

●大阪市地域防災計画

共通編・対策編

<http://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000011958.html>

資料編

<http://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000042642.html>

●大阪市地域防災アクションプラン

<http://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000327775.html>

●大阪市災害時要援護者避難支援計画（全体計画）

<http://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000058401.html>

●自主防災活動ガイドライン

<http://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000035308.html>

●避難所開設・運営ガイドライン

<https://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000474277.html>

●市民防災マニュアル

<http://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000011873.html>

●水害ハザードマップ東住吉区版

<http://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000300898.html>

●大阪市防災アプリ

<https://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000345020.html>



東住吉区地域防災計画

東住吉区役所区民企画課

平成 25 年 3 月 作成

平成 28 年 2 月 改定

令和 5 年 11 月 改定